慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福地源一郎の自治論 : 福沢諭吉との比較を中心に
Sub Title	Fukuchi Genichiro's theory of self-government : an analysis in the light of Fukuzawa Yukichi's theory
Author	岡安, 儀之(Okayasu, Noriyuki)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2014
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.31, (2014.) ,p.131- 164
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20140000-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十一巻（二〇一四年）

福地源一郎の自治論

――福沢諭吉との比較を中心に――

岡安儀之

一　はじめに

新聞記者として多くの人物評論を残した鳥谷部春汀は、一八九六（明治二九）年に発表した「三新聞記者」の冒頭で、以下のように述べている。

> 福地福沢の時代既に去り、後進俊髦の記者方に勃興して、新聞社会は端もなくこゝに新陳代謝せり、中に文壇の将星たるもの三人、徳富蘇峰、朝比奈碌堂、陸羯南即ち是れ也。(1)（傍点原文）

ここで「福沢」とは、言わずと知れた明治を代表する思想家・福沢諭吉（一八三五～一九〇一）を指してい

る。そして、その「福沢」と肩を並べ、明治前期の「新聞社会」に一時代を築いたとされる「福地」とは、『東京日日新聞』の主筆として活躍した福地源一郎（桜痴・一八四一～一九〇六）である。しかし、今となっては、このように福沢と福地を同列に置き評価することに、違和感があることは否めない。そういった見方に対し、資料中にもその名の見える徳富蘇峰（一八六三～一九五七）は、昭和になってから、次のような回顧談を残している。

> 今日に於ては、福地君を福沢翁と、並称する者はあるまい。又た如何に並称せんとしても、世間は真面目にそれを受取る者はあるまい。けれ共維新前は勿論のこと、明治の初期に於ても、此の両福は年齢の相違以外には、別に他に大なる径庭を認めなかった。(2)

明治前期という時代にその思想を形成し、一八八六（明治一九）年一〇月、『将来之日本』を発表、華々しい論壇デビューを飾ることになる蘇峰は、当時の福沢と福地という両者の存在に大きな違いがあったとは見ていない。ましてや、蘇峰にとって、福地が執筆した『東京日日新聞』の記事は、同志社英学校の師である新島襄（一八四三～一八九〇）から学んだ「バイブル」よりも、青年期の彼の心を支配し、そして揺り動かした(3)という。同志社英学校を中退した一八八〇（明治一三）年、青年蘇峰が、新聞記者を目指して上京し、福地の弟子となるため面会を求めている(4)ということもその証左となろう。このような春汀の評論や蘇峰の回顧談は、明治前期の言論界が、まさに「双福」の時代であったことを物語っている。

しかし、これまでの明治前期思想研究は、現在から見た思想的価値が重視され、福沢を中心に描かれてきた

と言ってよい。[5] そして、一方の福地は、時に福沢とは対照的に[6]、「御用記者」、「官権派」、「漸進主義者」などと位置付けられ[7]、積極的な研究対象とはならず、光が当たることも稀であった[8]。このように福地を一つの枠組みで捉える分析視角は、明治前期という時代を活写する妨げとなり、研究の隘路を生み出す要因となっていることは否定できない。明治前期思想の様相、そしてその後の展開を明らかにする上でも、福地という人物を等閑視することはもはやできない。

そこで本稿では、先行研究のように、福地に対して、一つの枠組みで捉えることはしない。これまで図らずも光りを浴びることの少なかった福地の新聞論説を検討することで、むしろ、そういった平板な枠組みを解体していくことを目的としている。それはつまり、別の言い方をすれば、福地をこれまで無視し続ける原因となってきた、戦後歴史学にまで脈々と受け継がれる進歩史観を再検討し、乗り越えることにある。本稿では、以上のような問題意識の下、明治前期における「双福」の思想を把握する上で、重要なトピックとなる自治をめぐる議論に注目したい。

一八七八（明治一一）年四月、第二回地方官会議[9]（議長伊藤博文）が開かれ、内務卿大久保利通の上申[10]に基づく郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則が審議された。これら三法案は、その後元老院の議決を経て、七月に布告された。この地方三新法と呼ばれる法案の公布により、地方レベルではあるが公選制による議会が設置され、全国統一の近代的地方自治が初めて制度化された。

一二月一八日には、東京府下においても各郡区で選挙が行われ、この結果、下谷区から選出された議員の中には福地が、同じく芝区選出の議員には福沢が名を連ねた。そして、翌年の一八七九（明治一二）年一月一六日には、東京府会における議長・副議長の選出が府庁の議事堂で行われ、次のような結果となった。

議　長

二四枚　福地源一郎
十八枚　福沢諭吉
二枚　大倉喜八郎

副議長

十九枚　福沢諭吉
十三枚　福地源一郎
五枚　大倉喜八郎
一枚　青地四郎左衛門
一枚　大槻東陽
一枚　安田善次郎[11]

先月の選挙で、二〇〇票という最多得票を得て芝区から選ばれた福沢は、この時副議長に選出された。しかし、彼は副議長となった五日後の一月二一日の臨時府会の議場で、多忙を理由に辞任[12]してしまう。一方福地は、その福沢を抑え、東京府会初代議長となり、長くその任を全うした。東京という政治の中心で開かれた最初の公選による地方議会において、ほんの一時ではあれ、両者は議長・副議長として対面したのである。この歴史

的事実が伝えるのは、彼らが当時の地方自治を牽引する立場にあると目されていたということである。

このように、福地が東京府会初代議長に選出された背景には、彼が『東京日日新聞』という当時最も影響力を誇った新聞の主筆として言論活動をする傍ら、地方官会議や東京府会の前身的役割を果たした東京会議所の運営に積極的に関わっていたことが挙げられる。このように福地を地方自治の制度化に駆り立てたのは、国民国家を形成する上で、その基盤となる政治的主体としての「国民」に、自治の精神が必要不可欠なものと強く認識していたためであった。その意味で、彼の議長選出は、それまでの新聞記者としての発言や一連の行動が高く評価されていたからに他ならなかった。

以上のことから、福地の自治に関する言説を追うことは、明治前期の知識人たちが模索した政治的主体としての「国民」の姿を多角的に捉え直し、明治前期思想研究に新たな展望を書き加える意味で極めて重要な作業だと考える。しかし、従来の研究において、福沢の議会や地方自治をめぐる問題は、数多の研究蓄積[13]があるのに対して、福地のものは非常に手薄である。そこで本稿では、自治をめぐる彼の言説を分析することで、福沢中心の政治思想史叙述に新たな光明を加えることを目的に検討を進めていきたい。

かかる問題意識の下、まずはじめに、東京府会初代議長に選出される以前の福地の議会構想に焦点を当てたい。そして、以上のような活動を支えた福地の自治に関する認識を明六社の加藤弘之（一八三六～一九一六）や福沢との比較を通じて明らかにした上で、明治前期における政治的主体としての「国民」をめぐる私見を示したい。

二　福地源一郎の民撰議院構想

福地は、一八七四（明治七）年、『東京日日新聞』入社後、最初に執筆した一一月一九日の論説の中で、次のような民撰議院に関する構想を公にしている。

> 加藤氏の尚早と云たるも、強かちに其理なしと云ふ可からず。如此論説を起すは、正理に基づきたる民撰議院を誹議する為には非す。一歩も早く此民撰議院を実地に行はしめんと欲するの赤心に出るなり。世上の論者は躁進急行を望むより、先つ大議院を先に設け以て各県各市に及ほさんと志ざし、吾曹は之に反し、各市各県の小議院を先にし漸く以て大議院を及ぼさんと志さすに付、自から径庭を生せり。何故に吾曹は小を前にして大を後にする乎と推問するに、我邦は数百年封建の政を布きたるに付き、各藩其政を異にし其習を同ふせず此に易くして彼に難きあり（県治の実地に就て之を知るべし）。故に海内一般の政を施すには、意外の妨碍ある事は吾曹が現に目撃する所なり。此際に臨み処分を安全にするには、各市各郡にて地方の慣習に依りて法則を設けざるべ可らず。(14)

以上のように、福地はこの日の論説の中で、民撰議院設立に関しては反対ではないが、各市各県レベルの「小議院」から国会レベルの「大議院」へという漸進的国会開設論を展開している。その理由を福地は、長年続いた「封建の政」の影響により、地域ごとに多様性が生まれ、それぞれの地方の習慣にあった「法則」を作

らなければならないためと説明している。つまり、国会では、これら各地域の固有性に対応することは難しく、政治的混乱を避けるため、まずは各市各県レベルの議院の開設を優先すべきだと言うのである。

また福地は、先の民撰議院論争において、大井憲太郎（一八四三～一九二二）と論争を行った加藤の考えが、あくまで尚早論であって、その発言の先に、近い将来民撰議院を開設する意志があることを明示することで、協調的姿勢も見せている。このような主張は、民撰議院（国会）の即時開設を求める急進論者から加藤擁護論として受け止められただけでなく、先行研究においても、加藤の尚早論と同列に扱われ、反民権的思想であるかのように論じられてきた。

しかし、ここで注意しなければならないのは、福地が「小議院」、つまり地方レベルの議会開設を目今の目標としている点である。これに関する次の加藤の発言は、福地の議会構想と大きな径庭が見られる部分である。

> 吾邦人方今漸く文化に向ふと雖も、農商に至りては多くは猶依然たる昔時の農商にして、無智不学自ら甘じ、敢て振起するを求むるに至らず。惟士族に至りては大に之に憂ふるが如しと雖も、然るも稍事理を解する者は恐らくは僅々のみ。……然るに今是等の情実を察せず、一涯に民選議院を設立すれば其公議決定するの所の菓実（ママ）は、恐らくは愚論取るに足らざる者のみならん。愚論猶可なり。或は之に由て国家の大害生ぜざるを保つ能はず。凡そ人民知識未だ開けずして、先つ大に自由の権を得るときは之を施行するの正道を知らずして、之れが為めに却て自暴自棄に陥り、遂に国家の治安を傷害するの恐れあり。……吾邦実に草昧にあらずと雖も、開化猶浅きが故を以て人民の従馴実に過甚なり。是れ真に憂ふ可し。然りと雖も政府能く人民をして敢為の気を起し、天下を分任するの義務を弁知せしめんと欲するも、決して唯議院の

設立に由て得べきにあらず。殊に学校を興し、人材を教育するの漸に由るべきのみ。(15)

この資料は、一八七四（明治七）年一月一七日、板垣退助や副島種臣らが左院に提出した「民撰議院設立建白書」に対する加藤の質問として、二月二日の『東京日日新聞』に掲載されたものである。この中で加藤は、啓蒙されざる「人民」が存在している開化未全の国内状況において、民撰議院を開設すれば「国家」に「大害」を齎すと述べている。すなわち加藤にとって、「文明」国の政治制度はそのまま未開の国に適応できるものではなく、日本における民撰議院の開設は時期尚早だと言うのである。故に、その開設は、「文明」国の議会制度に対応できる「人材」を育成してからで、まずは教育制度の整備が最優先されるべきと主張している。ここで特に注目しておきたいのは、加藤が「文明」論的な尺度――「文明」・「半開」・「野蛮」の段階論的進歩史観――で世界を捉え、未だ日本が西洋の「文明」社会からほど遠いことを根拠に、時期尚早論を唱えているということである。

一方の福地は、同年一二月一三日の『東京日日新聞』社説の中で、民撰議院の開設に関し、次のように述べている。

民選議院の説一たび世上に流布したるより、是まで無識なりし農商も迷夢の一朝に覚めたる如く、始めて其自分の賤しからざるを悟り、始めて権理の保有すべきを知る者ありて、復た昔日の旧習を甘ずるの比に非ざる者あり。於此乎、人情大に一変せりと云はざるを得ず。〇民選議院の説を起したる原因は何等の情実に生ずるとも、其所説の公明正大なる固より青天白日の如きを以て、仮令尚早にもせよ、愚民の集会に

もせよ、今日の勢にては政府に於ても之を遏止す可らず。人民に於ても之を空議に附す可らず。唯々之を実践するの方法は、何の辺より著手せば人民の利益と成るべきかを注目するに在るのみ。是れ吾曹が所見は彼の議院家に異なりて、小より大に及ぼさんことを謀りて、邑市の民会を急にせんと欲するの原因なり。(16)

（傍点原文）

福地はこの日の社説で、民撰議院をめぐる議論の拡大が、「農商」層の「迷夢」を覚ます契機となり、彼らに「旧習」の非を悟らせ、「人情」を変化させたと評価している。そして、「愚民の集会」であっても、実際に議会を作り、「人民」に政治的実践を積ませることが重要だとして、「小より大」、まずは「邑市の民会」（地方民会）を即時開設すべきとしている。以上の主張からもわかるように、加藤と福地には、国会開設時期尚早派としての類似性は見られるものの、加藤は教育の整備という「知識」を、福地は地方民会の実施という「経験」を優先しているという意味において、議会に関する認識を全く異にしているのである。では、福地はなぜ、「愚民の集会」であれ、地方民会の即時開設に、これほどまでこだわったのであろうか。

一八七五（明治八）年四月一四日、「漸次立憲政体の詔書」により、地方官会議の設置が決定すると、福地も書記官として、同年六月二〇日から開かれたこの会議に参加している。実際この会議では、地方民会が議案の一つにもなっている。福地は、七月一七日の会議閉幕後も、積極的に地方民会の問題を『東京日日新聞』社説で取り上げ、その設置の理由を次のように説明している。

筆を採て休まず日を重ね文を続ぎ孜々として公選民会を興すべきの論題にのみ従事す。……民会は愚論の

府となるべきか、将た明論の県となるべきか。会議の問題上に於ては決して之を問ふべきに非ざるなり。夫れ会議の趣意は衆論を採るに在りて、明論を採るに在らず。苟しくも明論を得んと欲せば、之を賢相才吏碩学鴻儒に質して足れり。何ぞ人民に問ふを労せんや。故に曰く衆論未だ必すしも明論に非す。然れとも、衆論は人心の帰着する所なれば、概して之を愚論に非すと見做すなり。(17)

八月五日の社説の中で福地は、地方民会開設の目的は、集議し「明論」――賢明な議論――を生み出すことではなく、「衆論」の把握にあると考え、そこに民会の必要性を見出している。彼にとってみれば、「愚民の集会」であっても、そこで議論された内容は、決して卑しむべき「愚論」ではなかった。むしろ、国内情勢を理解するためには、「明論」である必要はなく、偽らざる「人心」本来の声である「衆論」こそ重要であったのである。

また、七月八日に行われた地方官会議の地方民会に関する審議では、公選民会を排して、官選区戸長会にすることが決定された。つまり、地方民会を「人民」から選出する公選議員によるものとするか、県令や区戸長などを集めた官選地方官によるものとするかが議論され、後者に決定したのである。この背景には、公選議員制を主張する板垣派と、地方官会議の議長を務め、官選地方官による議会の開設を要求した木戸派との意見対立があった。(18) 資料にもあるように、福地が本来意図していたのは公選による地方民会の設置であった。福地は、公選にすべきその理由を、次のように述べている。

吾曹熟々都鄙の実況を見聞するに、区戸長なる者は大抵みな年寄名主庄屋の輩より変成せしものにして、

実は門閥の陋習を残存するに似たり。[19]

福地はこの頃の社説で、公選民会設立の必要性を連日説いている。[20] 明治八年の時点で、公選民会が実際行われている地域もあったが、いまだ全国規模ではなかった。福地が、このように公選にこだわった理由は、官選で選ばれるであろう区戸長のほとんどが「名主」や「庄屋」層であり、それら官選区戸長による議会が、旧来の「門閥」制度の生み出してきた「陋習」を継続させるものと認識していたためであった。さらに言えば、区戸長を集め行われた議会が、果たして「衆論」を反映したものになるのか、福地が疑問を抱いていたことは想像に難くない。いずれにせよ、この一連の福地の主張が、同じ「漸進派」とされてきた木戸孝允のものと大きく齟齬することは明らかである。こうした問題[21]は、両者の思い描く「国民」像の相違にも深く関連している。当時の木戸の言説に、「士族」への強い同情が見られるのに対して、福地は「士族」を「封建の遺物」[22]と呼び、その特権廃止を主張している。福地は、座食する「士族」の政治参加に警鐘を鳴らし、国家の独立を支える「国民」には、「愛国」心が必要であり、その「愛国」心には「一身独立の生計を全うするの気象」[23]が絶対条件だと述べている。つまり、福地は、議会を構成する議員を、「愛国」心の基盤となる経済的自立性を有する「平民」中心に選出するべきと考えていたのである。

さらに、福地は八月五日の社説の中で、次のようにも述べている。

民会、人民の地位を論し文明の度を計りて後に興るべきに非ず。……試みに見よ。……倫敦と雅典（アテン）とは人民の進歩、孰れか勝れん。而して其の府会の必要たるは一なり。ファンクホルト〔現ドイツ・フランクフ

ルト―引用者註〕とタランシルワニア〔現ルーマニアの中部・北西部―引用者註〕を比較せよ。アラゴニア〔現スペイン北東部―引用者註〕とロムバルジー〔現イタリア北西部―引用者註〕を比較せよ。人民の地位は復決して同しからざるなり。而して民会を必要とするは復決して異ならざるなり。文明の地位の高きにある者は、高きに従て之を必要とする時は、其低きにある者と雖も、亦低きに従て之を必要とせざるを得ず。況んや、民会なる者は人民をして各自の権利を貴重するを知らしめ、歩を文明に進むるの功用あるに於てをや。(24)（傍線原文）

このように、福地にとって民会とは、参画する「人民」の社会集団における立場や身分、またはその国の「文明」の進歩の度合いによって、必要性に違いが出てくるものではなかった。福地は、その事実を当時のヨーロッパを例に論じている。具体的には、次のような地域である。マンチェスター学派の自由党急進派ジョン・ブライト（John Bright、一八一一～一八八九）によって「議会の母」と呼ばれ、議院内閣制のモデルとなったイギリス議会の中心「倫敦」。オスマン帝国支配からの独立をめぐるギリシャ独立戦争が終結し、その間国民会議が開かれ、ギリシャ議会が設置された「雅典」。ドイツ三月革命後、一八四八年から一八四九年にかけてドイツ統一憲法を制定するため、ドイツ初の国民代表会議が開かれた「ファンクホルト」等々。世界には、各々その地域や「人民」のレベルにあった民会というものが存在することを例証してみせたのである。そして、議会と言ってもその姿は一様ではなく、それぞれ「人民」に合った民会での政治的実践（経験）こそが、自らの「権利」を覚知させ、より高次の「文明」へと導引する力になると、福地はそう考えたのである。つまり、加藤は高尚な「文明」を絶対的な基礎とした上で、議会を構想し、尚早論を唱えたのに対して、福地は、そのよ

うな「文明」を理想としつつも、議会の存在を相対化する視野を持ち、その多様性を認めることで、「愚民の集会」であれ、率先して導入すべきという主張ができたのである。そこに両者の議会をめぐる決定的な違いが認められるのである。

以上、福地の民撰議院構想を加藤との比較を中心に検討してきた。加藤は開化未全の状況においては、議会の開設よりも教育制度の整備を優先すべきとしたのに対し、福地は、「愚民の集会」であれ地方民会を公選によって、速やかに開設すべきと主張した。当時、民撰議院設立時期尚早論を唱える人々の論拠となり、強い影響を与えていたのは、加藤のような「人民」の未開を悲観した「文明」論的な思惟様式であった。福地のこれまでの発言は、議会制度の即時導入に対し、消極的、または批判的な見解を持つそれらの人々を強く意識したものだったと言える。福地は、このような持説と反する見解を持つ人々に、「必要」に応じて実際に開催されている西欧議会の姿を明示することで、地方民会即時開設の重要性を強調して見せたのである。ここに、西洋由来の「知識」やそれを前提とした「文明」・「半開」・「野蛮」の「文明」論的進歩史観を絶対視した思想家とは違う、福地の特徴的な近代化の論理[25]があることは間違いない。

それでは、このような議会構想を持っていた福地に対し、一方の福沢はどうであったのだろうか。次節では、その問題を検討していこう。

三　福沢諭吉の議会構想と自治

一八七五（明治八）年五月一日に開かれた明六社の定例会で、西村茂樹（一八二八～一九〇二）の「自主自

由解」と題された演説をきっかけに、民撰議院の設立をめぐって、加藤と福沢が論争している。[26] その模様は、五月八日の『朝野新聞』投書欄に掲載された。加藤は、この論争の中で、次のように述べたという。

> 加藤子曰、……此に於て其士族中には漸々精神を自由に注する者ありと云ども、一般人民に至ては猶全く漠然卑屈の酔夢に狃れ、未其眼を自由の曙光に醒覚するあたはざるなり。夫如是日本人民を以て遽然之を英国人民と同視し、政府智力の至る所は人民も亦能至ると謂て、民選議院を立てんとするは、譬へば聾者をして楽を奏せしめ瞽者をして舞を学ばしむるが如きのみ。[27]

加藤はここでも、前年の大井との民撰議院論争と同趣旨の発言を繰り返す。つまり、「士族」はさておき、一般の「人民」は未だ「卑屈の酔夢」の中におり、「自由の曙光」を知らない。そのような国内の状況を「英国人民」と同一視し、民撰議院を開設しようとするのは間違いで、時期尚早だというのである。これに対し、福沢は次のような批判を行った。

> 福沢子曰、所謂尚早とは何様の時鏢を以其時之遅速早晩を測るものなるか。若民選議院尚早と謂ば廃藩置県も亦尚早と謂ふか。……明治八年今日の人民と、辛未廃藩以前の人民と、孰れか自由を認むるの多きか。吾を以て見れば、辛未七月十四日は正に是廃藩置県之好時節也。而明治八年月日は即民会創立之好時節也。[28]

以上のように福沢は、加藤の尚早論に対し、一八七一（明治四）年に実施された廃藩置県を評価してみせ、

同じ論理で民会即時開設の必要性を訴え、反論したのである。

この論争のあった前月、四月一四日には「漸次立憲政体樹立の詔」が発せられ、元老院・大審院の設置と地方官会議の開催が決定し、立憲体制への移行がはっきりしていた。福沢はこうした動きに対し、書簡の中で、「木戸板垣再勤、政府も改革、左右院を廃して元老院を置たり。弥以て立憲政体と相成り候事なり」[29]、また「当夏より地方官会議あり。……随ては各地方にても同様、区会等の企もあり、兎角あしき方には無御座候」[30]と大阪会議後の政府の動向を評価し、地方官会議に対しても期待を寄せていた。このことからも、当時の福沢が地方民会の設置に積極的だったことがわかる。

また、先行研究で言及されているように、一八七三（明治六）年、木戸が米欧回覧から日本へ戻ると、福沢と木戸との間に緊密な関係が生まれた。帰国後、木戸は、憲法制定を優先するのだが、彼の「この時期の憲法をめぐる状況の背景に消しがたい影を落としている福沢諭吉の存在」[31]があるという指摘もある。さらに同年二月、伊藤博文（一八四一～一九〇九）によって、福沢を政体取調掛にすることが提案された[32]。続いて、大阪会議後の一八七五（明治八）年九月には、福沢を文部卿にしようとする案が出されたものの、いずれも実現はしなかった。しかし、福地と政策的に近い木戸や伊藤と、この頃の福沢が接近していたという事実は、両者の見解に符合する点があったことを思わせる。

明六社定例会で加藤と論争した翌月、福沢は、『民間雑誌』に「国権可分の説」を寄稿し、この中でも議会開設の必要性を主張している。

福沢は、「西洋諸国の歴史を見るに、文明の進歩は正しく人民と政府との争論[33]」であるとし、「政府の威力と人民の気力とを相対して、両立の二元素と為し、人民の方より興て権を取るに非ざれば、文明の進歩は望む可

らず」[34]と述べている。つまり、「文明」の進歩のためには、「政府」と「人民」の二つの権力バランスを保つシステムを作らなければならず、「政府」に相対する「人民」の権力装置として、「地方官会議なり民撰議院なり、市会なり区会なり」[35]が必要とされているのである。福沢のこのような主張は、同年八月に刊行された『文明論之概略』第七章の中にも、「民庶会議は以て政府の過強を平均す可し」[36]とあり、当時の福沢にとって、「政府の過強」＝専制政治に対する民会の早期開設が緊要な課題であったことがわかる。

さらに、福沢が尚早論を批判する理由は、それだけでは無かった。彼は、「習慣」の持つ力にも注目しているのである。福沢は、「政府」と「人民」の権力を「平均」するには、「双方に分れて互に相制するの法」を設けなければならず、その「法」に則って「約束を守り、事を議するの習慣」[37]を養成することも必要だという。つまり、民会という政治的実践の場を通じて、それらの「習慣」が育まれていくことが期待されていたのであり、その「習慣」の定着のためにも、民会の設置が急がれたのである。

それでは、このように民会を重視する福沢は、その議会の担い手について、地方自治を支える主体について、どのように考えていたのであろうか。

福沢が、一八七六（明治九）年一一月下旬頃から執筆を開始し、翌年の一八七七（明治一〇）年一一月、西南戦争の終結した直後、慶應義塾出版社から刊行された『分権論』を見てみよう。周知の通り本書の内容は、フランスの政治学者アレクシ・ド・トクヴィル（Alexis de Tocqueville、一八〇五～一八五九）の『アメリカのデモクラシー』（一八三五年）からヒントを得て[38]、「国権」を「政権」と「治権」とに分け、「政権」を法律制定、軍事、租税、外交、通貨発行など「全国一般に及ぼして恰も一様平面の如くならしむるの権力」、「治権」を警察、道路・橋、学校・社寺、衛生、区入費など「国内各地の便宜に従ひ事物の順序を保護して其地方に住

居する人民の幸福を謀ること」[39]とし、後者の「治権」＝地方分権の重要性を主張するものであった。そして、この「治権」の担い手として、「士族」[40]の力を活用することで、不平士族の武力による反乱を抑制しようとするものであった。福沢はこの中で、「余輩が所謂士族とは、必ずしも双刀を帯して家禄を有したる武家のみを云ふに非ず。医者にても、儒者にても、或は町人百姓にても、読書武術等の一芸に志して天下の事を心頭に掛る者」と定義しているが、その大きな狙いは地方自治の発展のために「守旧士族の働を間接に変形せしむる」[41]ことにあった。

このように地方自治の担い手として、福沢が「士族」に期待する根拠は、やはり「習慣」という、これまでの歴史的「経験」にあった。

> 上世の事は姑く擱き、徳川政府の初より嘉永年間に至るまで、国事に関する者は必ず士族以上の人種に限り、農工商の三民は唯其指揮を仰て僅に其身体を養ふに過ぎず。或は町人百姓の内にも字を学び文を弄て心を楽しましむる者なきに非ざれども、政治の一段に至ては挙て之を士族に任し、遥に下界に居て上流の挙動を仰ぎ見るのみ。其趣を形容すれば、農工商の三民には一身肉体の生あるのみにして政治の生なき者と云ふ可し。士族は則ち然らず。十俵の足軽と雖ども、苟も武家の名あれば軍役あらざるものなし。軍役とは何ぞや。政治上に事を生じて君家の安危に関し兼て社会の利害に差響くの場合に至れば、戦場に向て死生を決することなり。既に国事の為めに命を致すの任あり。終身これを心に関して片時も忘るゝの暇ある可らず。[42]

福沢は、これまで「国事」に関わってきたのは「士族」以上であって、基本的に「下界」の「農工商」（平民）は、「政治」に関知してこなかったとしている。それに対し、「士族」は軽輩の「足軽」であっても、「君家の安危」に命をかけてきたという歴史的蓄積があるという。つまり、ここで福沢は、封建的君臣関係を「国家」と「国民」との関係に置き換え、「文明」国を目指す明治社会においても、「士族」が支柱となる存在であることを強調して見せたのである。

さらに続けて、福沢は次のようにも述べた。「亜米利加」を支える「人民」が有する「報国の大義」と、これまで「士族」が国事に奔走してきた「心の元素」は「正しく同一様なり」[43]と。もちろんここで福沢は、地方自治の基盤となる自治の「習慣」が、日本社会に存在していたと考えているのではない[44]。自治の精神の重要性を認識していたからこそ、「士族」に特有の政治的経験を「変形」させることで、地方分権という目的を達成しようとしたのである。それ故に福沢は、封建的「忠誠心」を近代的「国家」を支える「報国」心（愛国心）へと転化することが可能であると述べたのである。すなわち、このように論じる福沢には、「農工商」に比べ、「士族」を「文明」に近い存在と捉える見方が前提となっていると言ってよい。「国権可分の説」での、次のような福沢の発言は、そのことを如実に物語っている。

> 百姓車挽の議論を一方に置て政府の権力に平均を取らんとするは、提灯を分銅にして釣鐘を掛るが如し。百姓車挽の学問を進めて其気力の生ずるを待つは、杉苗を殖（植）へて帆柱を求るが如し。法外なる望ならずや[45]。

福沢は、『文明論之概略』の中で、「文明とは結局、人の智徳の進歩と云て可なり」[46]と述べているように、日

本社会の「文明」化を目的としている以上、「智」の進歩は重要な要素であり、先進性を計る基準でもあった。「智」と「徳」、ここでは少なくとも「智」で劣ると考える福沢の「百姓車挽」へのまなざしは極めて冷ややかなものになり、それは尚一層「士族」に対する期待へと転化していくこととなる。そして、「経験」においても、「知識」においても、他の「三民」に優越する「士族」に、地方自治を牽引していく「習慣」を定着させなければ、官民のバランスが取れず、ますます「政府の過強」が進展してしまうと、福沢は危機感を増幅させるのである。

以上のように、「文明」・「半開」・「野蛮」の進歩の構図を論拠に尚早論を唱えた加藤に対して論駁を行った福沢であったが、彼の自治をめぐる議会構想にも、単線的な「文明」論的な思惟様式は理論的根拠になっていた。つまり、議会開設尚早論を主張する加藤への批判という意味では、福地と福沢は同じ認識で共通の敵と戦っているように見えたが、両者の見解には埋められない溝があったのである。次節では、福地の自治に関する認識を検討することで、両者の差異をさらに鮮明にしたい。

四　福地源一郎における自治

一八七五（明治八）年八月一〇日の『東京日日新聞』社説の中で、福地は日本のこれまでの歴史に触れつつ、「集権」と「分権」をめぐる議論を行っている。

今や吾曹は静思して我邦の情勢を察するに、蓋し王朝の盛時に於ては文武途を異にし政権を中央政府に集

めしが、兵権漸く武士に帰せしより一変して将門の兵権政府となり、北條氏に及びて益々集権を維持したり。足利氏は之に反対し政権を東西に分ちしより封建の制を胚胎し、天下分裂に至りて亡ぶ。豊臣氏の一世に盛なるも兵権政府たるを免かれず。降て徳川氏に及び、封建愈々固く分権愈々甚しく、遂に分権の為に衰亡せし者なり。維新の時に際し、諸侯の分権は幕府の時よりも甚しきが如くなりしと雖とも、藩制を以て之を初めに著手（ママ）し、廃藩立県を以て之を終に大成し、僅々四五年にして数百年の分権を一団し、全国文武の威権を中央政府に一集せり。是れ明かに　聖上の明徳と卿相の賢良に依るも、抑も天佑人望の茲に在るを以ての故に非ずや。

この情勢なるに付き政府は勉めて中央集権の方向を確守し、海内一般に其治を同うする事を目的と成せり。何ぞや、集権に非ざれば以て分権の余習積弊を除却すること能はざればなり。雖然集権その度を過くる時は、復その弊を生ずる前例に論せしが如し。天下の政権を中央に集め、天下の富饒を中央に致し、天下の人材を中央に招き、全国の人民をして常に中央政府の欲する所に従はしめんとするは一時の権道に行ふ可し。永久の正道を行ふに可からず。何となれば中央集権の甚しきが為に、或は人民愛国の志念を殺き、或は人民独立の気象を挫くに至る可ければなり。[47]（傍点原文）

福地は、この日の社説で次のようなことを述べている。一八七一（明治四）年七月に実施された廃藩置県により、江戸の「封建」「分権」以来培われた悪習や弊害を除くため、これまで過度の「中央集権」化が進められてきたが、これは「一時の権道」である。なぜなら「集権」でなければ、それら「分権」の「余習積弊」を除くことができないからである。そして、「集権」化は決して「永久の正道」ではない。その根拠は、「集権」

が強化されれば、「人民愛国の志念を殺き、或は人民独立の気象を挫くに至る」からだけでなく、「中央」にのみ「天下の人材」が集結する権力の偏重が起こってしまう、と。つまり、福地は「中央集権」と「分権」のバランスが、官民調和を生み出すために重要なのだと言うのである。こうした福地の見解は、「全国の人民」に「愛国」心や「独立の気象」を根付かせるために、「分権」化を推し進める地方民会の即時開設が必要だという主張にもつながっていく。言わば、地方民会は福地にとって、単なる政治的経験を積む場所だけではなく、「愛国」心を有する「国民」としての気力を養う場所でもあったのである。

福地は、この頃の社説で頻繁に、「集権」「郡県」「干渉主義」「専制」と言った政治制度は、自治の精神を消失させてしまうと述べている。彼は、政治的不干渉こそ、「国民」に自治の精神を根付かせるために重要なのだと考えていた(48)。明治政府の成立以降、過度な「集権」化が実行された現状においては、まさにこの自治の精神を養う「分権」＝地方民会の開設こそが近代化への近道なのだと言うわけである。このように福地は、「集権」を「分権」とのバランスから危険視しており、この点に「民庶会議は以て政府の過強を平均す可し」と述べた福沢と共通性を見ることは可能であろう。

では、自治に関する認識も、両者の間では、近似したものであったのであろうか。一八七六（明治九）年一月二〇日の社説で、福地は自治というものを解しない人々を意識して、次のように説明している。

> 人民をして自治の精神を発揮せしむると云へば、余程に辛苦経営を要するが如くに聴ゆれとも、静思すれば左迄に深奥高妙なる道理にあらず。日本は日本人総持ちの日本なりと云ふことを会得する丈けの事なり。見よや、吾国の人民は先祖代々圧制の空気を呼吸したりとは云ながら、全国は尽く帝家の私有と信じ、一

身は皆政府の奴隷と想ひ、今日を無難に暮しさへすれば、仮令ひ政府が変らうが政体が改まらうが何とも思はず、孰ぞ此の卑屈にして愛国心を発生するを得んや。其の政治に於けるや又然り。古来相伝の俗諺に所謂る「御上の御無理は御尤。泣く子と地頭には勝たれぬ」等の語を三則の教則の如くに遵奉し、敢て抗抵せざるを以て良民の義務と心得たり。孰ぞ此の怯懦にして人民固有の権理を拡充するを得んや。(49)

この資料に描かれているのは、長く続いた「圧制」の中で培われた弊害を指摘しつつも、それを克服する方法を「左迄に深奥高妙なる道理にあらず」、ただ「日本は日本人総持ちの日本なりと云ふことを会得する丈の事」と楽観的に語る福地の姿である。これは、議会の「習慣」化に時間を必要とすることから、尚早論を批判した福沢には見られないものと言って良いだろう。しかし、福地は、なぜこのように考えることができたのであろうか。それは、福地が江戸の町人や村落共同体の生活体験の中に、自治の伝統を見出すという、福沢には見られない視点(50)を持っていたからに他ならない。彼は、一八七八（明治一一）年五月一一日の「民権の伸縮」と題された社説の中で、次のように述べている。

幕政専制の昔日に在りては江戸八百八町の市民中にて、曾て一人の権利を説き自由を講ずる者も無く、世を挙て民権の何事たるを知らざりしと雖とも、実際を顧みれば東京市中は政権に干渉せらるゝの最も少なきが故に、慣習故例に於て知らず識らず自治の則に遵ひ、市民をして自から其権利を煥発するの気象を揮輝するを得せしめたり。極めて手近き例証を以て之を徴せんに、昔時平民の武士を見る、恰も奴隷の主人に対すると一般の通勢たる武門特権の日に当り、独り江戸市人は毫も此武門武士を恐るゝこと無く、百万

石の諸侯も扁担を肩にするの賤夫も路に遇ふて相譲らざるが江戸の栄なり。双刀を腰にするの武士を恐れては江戸に居住す可からざる也と誇言するを以て常套語となすに至れり。是れ明かに天与の平等権を以て人定の種類権を排斥せんと試みて、現に其幾分を保有せし者に非ずや。又造次顛沛の間に於ても、一府の栄誉を愛慕し、云々の所為は江戸の恥なりと云ふを以て、常に互に相奨励し誓て第二流に居らざらんことを期せしは、江戸市人の熱望なりき。是れ実に一町一都を自家視して、以て其愛国念を貴重せし者に非ずや。此般の事実は、十年前まで吾曹が実地に聞見せし所なれば、読者と雖も亦必らず各自の経歴に於て其然るを明知すべき也。[51]（傍点原文）

この日の社説の中で福地は、自らの経験を下に、江戸の町人社会に存在した自治の伝統（「習慣」）について語っている。それはまさに自治を支える「愛国念」――その基盤となる愛郷心――を持ち、武士に対する畏怖を「江戸の恥」とする「江戸市人」の姿であり、さして遠くない過去に、多くの「読者」も見聞したはずのものでもあった。

また、自治の精神について楽観的に語った一八七六（明治九）年一月二〇日の前掲社説の中で、福地は次のようにも述べている。

此の卑屈なるも此の怯懦なるも、畢竟は自己の国郡なり自己の政治なりと云ふ根理を忘却するが故に非ざるを得んや。而して之を忘却せるの跡を見れば、都市の地に出るほど甚しく、田舎に至れば却て其の幾分を残存するの状あるが如し。蓋し都市は商に偏し、辺野は農に偏するが故に、民政の利害は尤も農に切実

なるを以てなり。試に手近き例を引かば、田舎にては名主庄屋〔今の区戸長〕にし其人を得ざれば、強訴して之を廃黜せんことを要する者あり。地方官にして其の処分を謬れば、竹槍を樹て席旗を翻して圧制に抗抵する者あり。或は田畑の経界論に募り、或は水利論に渉りて公裁を仰くに至れば、一村互に力を協せて申分を貫かんと企て、威武の為に屈せざる者あり。或は鎮守の祭礼に於て他村の下に列するを恥ぢ、第一等に位して閭村の栄誉を博せんと望む者あり。其品こそ替れ、其様こそ異なれ、其の実因を尋ぬれば、皆これ自己の権理を保護し、栄誉を占有せんことを冀ふに出る事なれば、鄒叟が斉王を説きたる口調に倣ひ吾曹も此心以て民権を伸るに足れりと云はざる可けんや。(52)

福地は以上のように、江戸の町人だけでなく、村落共同体の生活体験の中にも自治の伝統（「習慣」）を看取していた。そして、彼はその姿を『戦国策』に描かれた斉王に諫言する鄒忌に倣い、主張してみせたのである。この資料の中で、福地がイメージしているのは、単に西洋社会をモデルとしたものや失われた過去へのノスタルジーなものとは違う、可視化された日本固有の自治の姿だと言えよう。そして、この問題を考える上で、福地が次のような秩序観を持っていたことは看過できない。

行政の上より論ずるに、大利あるに非ざれは新法を行ふ可からず。大害あるに非ざれば、旧法を廃す可からず。故に些小の不都合あるも、民間の実例ならば之を行ふべし。(53)

このように福地は、秩序を保つためには、旧慣の維持も積極的に認めていた。そうした姿勢は、「忘却」さ

れたものであっても、自治の記憶を取り戻すことが不可欠だという発想を生み出す導因ともなる。そして、福地のこのような自治認識は、積極的な民会開設という彼の政論を支える柱となったのである。前掲の一八七六（明治九）年一月二〇日の社説の中で、続けて福地は次のように主張している。

> 此心を拡充せんと欲せば、須らく之を拡充するの地なかる可からず。而してその地たるや人民の為に眼前に於て尤も朝夕に切実なる民政を仮るに若かざるなり。其初に当りてや、農商の卑屈なる怯懦なる或は此の民会を以て役に立たぬ寄合と思ひ、代議士の公選も等閑に致すべしと雖とも、一度々々に其の功績あるを実視するに及で、成程是れは至極結構なりと感得し、我々が承知にて取極たる事で無ければ不都合だと発明し、迚もの事に今一歩を進み、法律制度の大政にも此の会議の力を及ぼさゞれば、我々の権理を十分に保護し難かるべく、我々が公有物なる日本の康福をも維持し難かるべしと思ふに至るべし。此時に至れば是れ即はち日本人民が一般に固有の権理を伸張せんと冀望するの盛運なるに非ずや。国会の設立を要するの時節に非ずや。而して此の盛運と時節とは座視して其の実現を待つ可からざるに付き、先づ民会を興して之が階梯と成し自治の権理あるを覚知せしめんと欲するなり。[54]（傍点原文）

前掲の資料にあったように、福地は、農民一揆に「民権」を伸張する抵抗の精神を見出していた。福地がこのような発言を行った当時、政府は農民一揆の拡大に頭を悩ましており、彼の農民一揆を助長するような言説は、「御用記者」という枠組みから明らかに逸脱しているかのようである。しかし、それは単純に暴力に訴える農民一揆を認めているわけではない。そこには、多くの読者が、自治の基礎となる愛郷心をすでに有してい

ることに気付かせる狙いがあったのである。そして、「忘却」した心を転化する場として地方民会の開設が叫ばれ、その先に「日本人民」による国会の設立があったのである。

さらに、ここで福地が述べている「民政」とは、当時彼が使っていた「武政」、つまり「武士」の政治に対する「平民」の政治を指している。福地は、「平民」の「生活」活動の中から自治を思考していた。そして、歴史的に蓄積があり、「平民」層が共有可能な「民政」的自治を評価することで、「生活」と「政治」の結節点を見出し、自治精神の拡大を目指していたのである。

五　おわりに

以上述べてきたように、福地の思想には、「文明」・「半開」・「野蛮」という単線的歴史変遷に強くとらわれず、時に「文明」を相対化する視点が見られた。西洋社会を実体験している福地にとって、「文明」は当然目標ではあった。しかし、それの持つ暴力性や欺瞞性も強く認識されていたのも事実であった。それは、当時福地が『東京日日新聞』社説の中で、混乱するヨーロッパ情勢や国内の急激な西洋化が齎す問題を、頻繁に取り上げていたことからも看取できる。そして、こうした「文明」を相対的に把握した福地の思想は、旧慣の中で培われた多様な個性――江戸の町人や村落共同体の生活体験の中にある自治の伝統（「習慣」）――を認めていく発想を生み出す大きな要因ともなったのである。「民政」という「平民」の生活体験の中に自治の伝統（「習慣」）を見出す姿勢はまさにその現れであり、福地の自治論の大きな特徴と言えよう。もちろん福沢も「文明」の「野蛮」性を指摘しており、今後より深化が求められる課題であるが、こうした福地の思想が、当時強い影

響力を持っていた「知識」の発達を一つの基準と考える「文明」論的思惟様式の中にいた知識人とは、大きく齟齬するものであることは明らかである。その意味で、福沢が、一八七五（明治八）年六月に発表した「国権可分の説」の中で、次のように述べていることは無視できない。

> 試に見よ、方今世界中にて至文至明と称する英国に於ても其下流の人民に果して何等の学識を抱て何等の気力を有する者あるや。終歳勉強して尚且、日に芋と塩とを得ず饑寒を免かるゝに汲々たり。何ぞ他を顧るに遑あらん。何ぞ国を憂るに遑あらん。何ぞ政を談ずるに遑あらん。唯古来の習慣に由り上流の人に雷同して自から一国一州の衆論と称するものも定まることなり。然るに今国論は下より起る可き筈のものなりとて、無智の細民に依頼して政府の権力に対立せんとせば、英国にても時節未だ到来せざることならん。(55)

この論説が発表される直前の三月から四月中旬にかけて、福沢と深い関係にある『郵便報知新聞』と福地が主筆を務めた『東京日日新聞』の間で、士族平民民権論争が起こっていた。福地はこの論争を通じて、『郵便報知新聞』の説く「士族」の政治参加を危険視し、「平民」民権論を主張した。この論争はある意味で、福地対福沢の「国民」形成をめぐる争いでもあった。資料に見られる福沢の「下流の人民」、「無智の細民」に対する視線は、この論争における福地の一連の発言を当然意識したものであり、福沢には到底認められるものではなかったのであろう。福沢の目には、西洋にも「未だ到来」していない「愚民の集会」など、机上の空論でしかなかったのである。

明治前期という時代は、政治的主体として「士族」やその気力が重視され、「愚民」観を露骨に示した「平

民」論も展開されていた。そうした流れの中で、「士族」主体の「国民」形成を目指す福沢の思想は、「文明」論の勢いに乗って期待と注目を集めることとなる。しかし、そのような中にあって、福地の「平民」を主体とした「国民」形成論は、極めて民主的で、福沢以上に民権論の名に相応しいものであった。そして、その反「士族」を基調とした「平民」重視の主張は、広く受け入れられ味方する世論があったこともまた事実であった。つまり、東京府会の議事堂において、この両者が初代議長・副議長として対面することになったのは、単なる邂逅ではなく、まさにこの明治前期の言論界を取り巻く社会が、「双福」の時代であったことを証明するものと言えるのである。

注

（1）鳥谷部春汀『春汀全集』第二巻（博文館、一九〇九〈明治四二〉年）二六九頁。

（2）蘇峰徳富猪一郎「明治の大記者　福地桜痴居士」（『中央公論』五〇の四号、一九三五年）。

（3）同前。

（4）上京した蘇峰は、すぐさま銀座にあり当時文明開化の象徴ともなっていた日報社（『東京日日新聞』の社名）の社屋、そして、下谷池之端にあり、「池之端御殿」と呼ばれていた福地の邸宅を訪れ、面会を求めている。しかし、この紹介状も持たない、まだ一書生に過ぎなかった青年蘇峰は、受付に体よく追い返されてしまう。その後も青年蘇峰は、福地に会うため、銀座と下谷の間を往来したり、当時福地が議長を勤めていた京橋区山下町（現在の中央区銀座）にある東京府会の議場を訪れたという。「明治十三年には予も十八歳となり、卒業間際に、同志社を飛出したが、行き著く先は、言ふ迄もなく、予て考へてゐた通り、東京に出で福地君の門下に就き、一廉の新聞記者となつて、東京の論壇に打つて出でんとの希望であつた。有体に云へば、予は明治九年東京に居た際にも、生意気ではあるが、新聞

には多大の関心を持つてゐた。一口に云へば、相応の新聞雑誌学者であつた。十四歳にてその通りであれば、十八歳の予が、如何なる抱負を持てゐたかは云ふ迄もない。されば著京間もなく、直ちに銀座の日報社に赴き、福地君に面会を申込んだ。固より添書もなければ、先容もなく、然も蓬頭乱髪、衣は髀に至り、袖腕に至る、ツンツルテンの書生が、受付に厚遇せらるゝ筈なく、態よく追帰され。転じて下谷池の端の、所謂る池の端御殿なる、福地君の邸を訪うても、固より同様にて、自分ながら根気克く、炎天に高足駄を著け、塵と汗とに塗れつゝ、銀座と下谷との間を、幾回となく往来したが、遂に要領を得ず。せめては所謂る、吾曹子——当時新聞では福地君のことは吾曹子が通り名であつた——なる人の顔にても見たいと思ひ、当時福地君が東京府会議長であつたから、漸く方便をつけて、山下町にある東京府庁の議場に赴き、遙かに福地君の議長振りを見た。」（徳富猪一郎「同前」）。

（5） これについては、これまで論じてきたため、ここでは詳しく論じない。以下を参照。拙稿「「平民」民権家・福地源一郎の「国民」形成論——士族平民民権論争を中心に」（『歴史』第一一〇輯、二〇〇八年）。拙稿「「新聞記者」の誕生——福地源一郎の自己認識を中心に」（『日本思想史研究』第四四号、二〇一二年）。

（6） 平山洋『福沢諭吉——文明の政治には六つの要訣あり』（ミネルヴァ書房、二〇〇八年）三〇九頁。

（7） 管見の限り、本稿と同じように福沢と福地の比較研究を行ったものに、次のものがある。飯田鼎「福地桜痴と福沢諭吉—『懐往事談』と『福翁自伝』をめぐって—」（『三田学会雑誌』八二巻四号、一九九〇年）。この中で、福地は「ひたすら権力者に身をよせ、政治的な流れに従って一身を処する者」、つまり「御用記者」という枠組みで捉えられ、権力と一線を画した福沢とは対照的な生き方をした人物として描かれている。

（8） 代表的な福地研究としては、次のようなものがある。川辺真蔵『福地桜痴』（三省堂、一九四二年）。田村寿「福地桜痴」（『三代言論人集』第三巻、時事通信社、一九六二年所収）。柳田泉『福地桜痴』（吉川弘文館、一九六五年）。James L. Huffman, *Politics of Meiji Press, The Life of Fukuchi Gen'ichirō* (The University Press of Hawaii, 1980)。小山文雄『明治の異才　福地桜痴』（中央公論社、一九八四年）。田畑忍「福地桜痴と主権論争」（『同志社法学』第一号、一

九四九年）。土屋喬雄「開国文化の先覚者福地桜痴の経済論」（開国百年記念文化事業会編『開国百年記念明治文化史論集』乾元社、一九五二年）。坂本多加雄「福地源一郎の政治思想――「漸進主義」の方法と課題」（『思想』六五七号、一九七九年）。坂本多加雄「福地桜痴と明治維新」（『学習院大学法学部研究年報』一九号、一九八四年）。猪飼隆明「福地桜痴」（田中浩編『近代日本のジャーナリスト』御茶の水書房、一九八七年）。五百旗頭薫「福地源一郎研究序説――東京日日新聞の社説より」（坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、二〇一三年）。

（9）第一回地方官会議に続き、福地は書記官として、この会議に参加している。

（10）大久保は、一八七八（明治一一）年三月一一日、太政大臣三条実美（一八三七～一八九一）に上申書「地方之体制改正之儀」を提出した。そこには、「地方の区画の如きは、如何なる美法良制たるも固有の慣習に依らずして新規の事を起すときは、其形美なるも其実益なし。寧ろ多少完全ならざるものあるも、固有の慣習に依るに如かず」（海野福寿・大島美津子校注、日本近代思想大系二〇『家と村』（岩波書店、一九八九年、二二四頁））とあり、地域の慣習を取り入れた自治の重要性を説いている。大久保がこのように主張する背景には、当時の農民一揆や自由民権運動の拡大があり、これらを抑え、政局を安定させることを意図していた。

（11）『東京日日新聞』一八七九（明治一二）年一月一七日（第一一三三号）。

（12）二八日には、議員も辞職してしまう。その経緯については、小川原正道『福沢諭吉の政治思想』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年、一六～一七頁）を参照。

（13）代表的なものとして、以下を参照。松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ――福沢諭吉の初期議会政観」（『北大法学論集』第四一巻 第五・六合併号、一九九一年）。石川一三夫『日本的自治の探求』（名古屋大学出版会、一九九五年）。平石直昭「福沢諭吉の戦略構想――「文明論之概略」期までを中心に」（『社会科学研究』第五一巻第一号、一九九九年）。安西敏三『福沢諭吉と自由主義――個人・自治・国体』（慶應義塾大学出版会、二〇〇七年）。松田宏一郎『江戸の知識から明治の政治へ』（ぺりかん社、二〇〇八年）。寺崎修「福沢諭吉の政治思想」（寺崎修編『福沢諭吉の思

想と近代化構想』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）。寺崎修「福沢諭吉の近代化構想――天皇・議会・内閣・地方制度を中心に」（『近代日本研究』第二六巻、二〇〇九年）。前掲、小川原正道『福沢諭吉の政治思想』。

（14）福地源一郎「論説」『東京日日新聞』一八七四（明治七）年一一月一九日（第八五六号）。『東京日日新聞』社説は、福地が執筆した基準となる「吾曹」と記載のあるものを、彼自筆の記事と判断した。しかし、福地が西南戦争従軍中（一八七七〈明治一〇〉年二月二二日東京発～五月三一日帰京）、東京を離れていた時期の『東京日日新聞』社説にも、「吾曹」と記された記事がある。こうした事実は、社内の別の記者が「吾曹」を名乗り、社説を執筆した可能性を示している。実際、福地が社長職を譲った関直彦は、後年自らが「吾曹」の語を用い、社説を執筆したと語っているが、署名の無い限り、どれがそれに当たるのかは判断できない。以上の理由から、本稿では、福地が東京にいない場合、さらには地方官会議書記官就任など、別の職務に携わっていた時期の「吾曹」社説は、除外し考察を行った。

（15）加藤弘之「（江湖叢談）」『東京日日新聞』一八七四（明治七）年一二月二日（第五九七号）。翌日の『日新真事誌』には、同じ記事が「民選議院を設立するの疑問」と題され掲載されている。

（16）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七四（明治七）年一二月一三日（第八七七号）。

（17）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五（明治八）年八月五日（第一〇八七号）。

（18）渡辺隆喜「地方官会議と地方民会」（『駿台史学』第九〇号、一九九四年）。

（19）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五（明治八）年八月五日（第一〇八七号）。

（20）もちろん、その内容は、官選派を真正面から批判するようなものではない。官選制に決定したことを地方民会開設の第一歩と一定の評価を与えるなど、あくまで官選派と公選派の対立が生み出す混乱を避けるようなものになっている。そこには、議長を務めた木戸への配慮が当然想像できるが、あくまで協調しつつも、持論である公選民会について、その重要性を主張しているのである。

（21）詳細は、以下を参照。前掲、拙稿「「平民」民権家・福地源一郎の「国民」形成論」。

(22) 福地源一郎「(社説) 報知新聞の駁議を読む」『東京日日新聞』一八七五(明治八)年三月二三日(第九六六号)。

(23) 福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五(明治八)年九月一六日(第一一二五号)。福地の愛国心に関する理解については、以下を参照。拙稿「福地源一郎における「輿論」と「国民」——華士族をめぐる論争を題材に」(『メディア史研究』第三四号、二〇一三年)。

(24) 福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五(明治八)年八月五日(第一〇八七号)。

(25) 福地の「文明」認識とその内実については、今後の課題とし別稿で論じたい。福地は、その代表的な著作『幕府衰亡論』(民友社、一八九二〈明治二五〉年)の中で、幕府自らがとった政策により、長きにわたり平和な社会が持続した一方、それが衰亡の原因ともなり、幕府は内的な要因により崩壊したと述べている。ここに見られるような進歩の中に衰亡の原因を見出すといった彼の複眼的歴史認識は、この問題を考える上で看過できない。

(26) 加藤と福沢、そして森有礼(一八四七~一八八九)も加わって行われたこの論争については、戸沢行夫『明六社の人びと』(築地書館、一九九一年、一〇二~一〇九頁)に詳しい分析がなされている。

(27) 「明六社会談論筆記」(明治八年五月一日)(『福沢諭吉全集』第二一巻[再版](岩波書店、一九七一年、二九七頁)。

(28) 同前、二九八頁。

(29) 「富田鉄之助宛書簡」一八七五(明治八)年四月二九日(前掲『福沢諭吉全集』第一七巻、一八三~一八四頁)。

(30) 「高木三郎宛書簡」一八七五(明治八)年九月八日(『同前』、一八七頁)。

(31) 関口栄一「集権化過程における政治指導(二)——木戸孝允論のための覚書」(『法学』第三五巻第四号、一九七二年)。

(32) 前掲、松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ」。

(33) 「国権可分の説」『民間雑誌』第一二編(明治八年六月)(前掲『福沢諭吉全集』第一九巻、五二五頁)。

(34) 同前、五二六頁。

（35）同前、五三七頁。
（36）『文明論之概略』（前掲『福沢諭吉全集』第四巻、一三三頁）。
（37）「国権可分の説」（前掲『福沢諭吉全集』第一九巻、五三七頁）。
（38）この問題に関する研究は多々あるが、代表的なものとして、前掲、安西敏三『福沢諭吉と自由主義』。
（39）『分権論』（前掲『福沢諭吉全集』第四巻、二六四～二六五頁）。
（40）もちろん福沢には二面性があり、常に「士族」のみを政治的主体と捉えていたわけではない。一八六六（慶応二）年頃に書かれた「或云随筆」の中では、むしろ「士族」が「農民」の「報国心」に学ぶべきとも述べている。詳しくは、安西敏三「福沢諭吉におけるナショナリズムの思想」（『甲南法学』第四八巻第四号、二〇〇八年）を参照。
（41）『分権論』（前掲『福沢諭吉全集』第四巻、二六四頁）。
（42）同前、二三六頁。
（43）同前、二三七頁。
（44）松田宏一郎は、福沢が「国会の前途」（『時事新報』一八九〇（明治二三）年一二月一〇日～二〇日）の中で、「地方自治は古来日本固有の制度」と述べたが、「徳川時代の自治制度」は単なる地域レベルの小さな「専制」がせめぎあっていたものであることを福沢は知っていた」とし、「福沢は、日本固有の自治の慣習という物語を信じていたわけではなかった」と分析している。松田宏一郎「福沢諭吉と明治国家」（苅部直・黒住真・佐藤弘夫・末木文美士・田尻祐一郎編『日本思想史講座4――近代』ぺりかん社、二〇一三年、一〇一～一〇二頁）を参照。筆者もこの分析に同意する。「国会の前途」以前の著作を見る限り、福沢が自治の習慣を信じていたとは思えない。『分権論』の中でも、「固より東西習慣を異にし」と述べているように、あくまで精神面での類似性に言及している。
（45）「国権可分の説」（前掲『福沢諭吉全集』第一九巻、五三一頁）。
（46）『文明論之概略』（前掲『福沢諭吉全集』第四巻、四一頁）。

（47）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五（明治八）年八月一〇日（第一〇九二号）。
（48）前掲、拙稿「「新聞記者」の誕生」。
（49）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七六（明治九）年一月二〇日（第一二三二号）。
（50）一八六六年頃に書かれた「或云随筆」は、その意味では例外的なものだと考える。
（51）福地源一郎「（社説）民権の伸縮」『東京日日新聞』一八七八（明治一一）年五月一一日（第一九二九号）。
（52）前掲、『東京日日新聞』一八七六（明治九）年一月二〇日。
（53）福地源一郎「社説」『東京日日新聞』一八七五（明治八）年一月八日（第九〇一号）。
（54）前掲、『東京日日新聞』一八七六（明治九）年一月二〇日。
（55）「国権可分の説」（前掲『福沢諭吉全集』第一九巻、五三二頁）。

〔付記〕本稿は、科学研究費補助金（研究活動スタート支援）「新聞メディアからの明治前期思想研究の再検討――福地源一郎を中心に」の成果の一部である。